

三原市農業委員会第7回定例総会議事録

1. 開会日時・場所

日時 令和7年7月25日(木) 午後3時00分
場所 三原リージョンプラザ南館2階 第2研修室

2. 委員の出席状況

出席委員 農業委員19名 議席番号・氏名 次のとおり

1番	新庄 實雄	2番	花山 哲男	3番	久留本 忠美
4番	林 壽彦	5番	竹廣 愛	6番	信藤 延夫
7番	平木 時治	8番	武郷 勝巳	9番	生駒 健人
10番	山本 明雄	11番	山口 郁恵	12番	阪井 瑞枝
14番	郷谷 幸男	15番	山口 龍子		
16番	河村 博	17番	佐々木 豊彦	18番	井長 哲
19番	兼光 一美				

欠席委員

農地利用最適化推進委員の出席状況 議席番号・氏名 次のとおり

20番	為清 敏治	21番	東 久喜	22番	宮崎 幸男
23番	池原 幸伸	24番	寶田 清隆	25番	福竹 順二
26番	河本 吉重	27番	宮岡 恒輔	28番	岡田 利文
29番	佐々木 昭和	30番	吉国 幹夫	31番	—
32番	貞元 義巳	33番	戸野 勉	34番	—
35番	廉 賢治	36番	宮本 洋子	37番	松廣 真治
38番	向井 浩司				

欠席委員

31番	大崎 恒生	34番	高下 義彦
-----	-------	-----	-------

3. 議事録署名人

9番	生駒 健人	19番	兼光 一美
----	-------	-----	-------

4. 議事説明員・職・氏名

事務局長 岡 泰彦 係長 山崎 雅樹 主任 長里 奉慶 主任 関友 健介
農林水産課 主査 茂見 鉄平

5. 審議事項

第38号議案	農地法第3条の規定による許可申請について
第39号議案	農地法第4条の規定による許可申請について
第40号議案	農地法転用許可後の事業計画変更承認申請について
第41号議案	農地法第5条の規定による許可申請について
第42号議案	非農地証明申請について
第43号議案	農用地利用集積計画について

6. 報告協議事項

1. 農地法関係諸証明事務等について
2. その他

7. 議事の内容

開会 午後3時00分

—議長開会挨拶—

議長 本日の出席委員は18名中、18名で定足数に達しておりますので、第7回総会は成立しております。

会議規則第16条の規定により、議長において議事録署名者に、9番 生駒委員、19番 兼光委員を指名します。

議長 これより申請に基づく議題に入りますが、議事進行上、発言をされる委員は挙手のうえ、議席番号、氏名、議案件数を告げ、議長の許可を受けて発言をお願いします。
議事日程は、日程第1を第38号議案とし、逐次、議案番号の順序によるものとしますが、先ほど、事務局から提案のありましたように、日程第6第43号議案を先に審議します。
議案書をご覧ください。

議長 日程第6 第43号議案を上程します。
農用地利用集積等促進計画案について、三原市長からの諮問です。
資料43の第1番から第31番について審議します。
本議案は、「農業委員会等に関する法律」第31条第1項の「議事参与の制限」の規定により2回に分けて審議しますが、最初に全体計画の説明を受けた後、個別の案件について審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 それでは議案書13ページをご覧ください。第43号議案農用地利用集積等促進計画の案について説明します。
この農用地利用集積等促進計画の案につきましては、農地中間管理機構を通した利用権設定をおこなうため、農地中間管理事業の推進に関する法第19条第3項の規定により農業委員会の意見を求めるものです。
今回、農地中間管理機構を通して利用権を設定する農用地は、議案中段に記載の地域別面積集計および資料43の2ページから3ページに記載のとおりで、全体で、合計31筆、面積37,286㎡が提出されています。
全体説明は以上です。

議長 これからは、個別に審議します。
はじめに、資料43の第4番から第11番を審議しますので、〇〇番委員の退席を求めます。
・・・委員退席・・・

議長 担当者の説明を求めます。

事務局 それでは、資料43の2ページをご覧ください。第4番から第11番について説明します。
三原地域から、沼田西町惣定〇〇 ほか7筆 合計6,682㎡について、農事組合法人〇〇が借り受けるものです。
以上で説明を終わります。

議長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。
・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

議長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定されました。
〇〇番委員は、入室してください。
・・・委員入室・・・

議長 続いて、第1番から第3番及び第12番から第31番を審議します。
担当者の説明を求めます。

事務局 資料 43 の 2 ページから 3 ページをご覧ください。
三原地域から八幡町美生〇〇 ほか 2 筆 面積 5,417 m²
久井地域から久井町下津〇〇 ほか 2 筆 面積 2,511 m²
大和地域から大和町下徳良〇〇 ほか 16 筆 面積 22,676 m²
合計 23 筆 30,604 m²が提出されています。
農地の貸手、借手、設定する利用権の内容については、資料 43 に記載の通りです。
以上で農用地利用集積等促進計画の案について説明を終わります。

議 長 担当者の説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑はありますか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
ただ今審議しました本案は、原案のとおり承認することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長 挙手全員であります。
よって、第 43 号議案について、第 1 番から第 31 番は、全て原案のとおり承認されました。
ここで、農林水産課の職員は説明が終わりましたので、退席します。お疲れ様でした。

議 長 次に、日程第 1 第 38 号議案を上程します。
農地法第 3 条の規定による許可申請について、第 64 件から第 80 件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 1 ページをご覧ください。
第 38 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明します。
第 64 件は、〇〇から、木原 1 丁目の〇〇が、糸崎 6 丁目〇〇外 1 筆 地目：畑 合計 704 m²について、現在も〇〇が耕作しており、共有持分を譲り受け、引き続き耕作するものです。
第 65 件は、〇〇から、小坂町の〇〇が、小坂町〇〇 地目：畑 193 m²を、居住地から近く、相手方の要望を受け、譲り受けるものです。
第 66 件は、〇〇から、西野 1 丁目の〇〇が、沼田東町末光〇〇外 3 筆 地目：田 1 筆、畑 3 筆 合計 1,372 m²を、居住地から近く、譲り受けて新規就農するものです。
第 67 件は、〇〇から、沼田東町の〇〇が、沼田東町末光〇〇外 3 筆 地目：畑 合計 130 m²を、居住地から近く、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第 68 件と第 69 件は、互いの農地を利便性向上のため交換する案件であり、合わせて説明します。
第 68 件は、〇〇から、沼田東町の〇〇が、沼田東町末光〇〇 地目：畑 264 m²について、
第 69 件は、〇〇から、沼田東町の〇〇が、沼田東町末光〇〇外 3 筆 地目：田 合計 597 m²について、居住地又は経営地から近く、耕作に便利であるため、互いに譲り受けるものです。
第 70 件は、〇〇から、高坂町の〇〇が、高坂町真良〇〇外 3 筆 地目：田 1 筆、畑 3 筆 合計 1,030 m²を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第 71 件は、〇〇から、幸崎能地 2 丁目の〇〇が、幸崎能地 3 丁目〇〇 地目：畑 1,232 m²を、隣接地に住宅を建築して転居予定であり、合わせて農地を譲り受けて新規就農するものです。
第 72 件は、〇〇から、幸崎能地 4 丁目の〇〇が、幸崎渡瀬〇〇外 5 筆 地目：田 3 筆、畑 3 筆 合計 1,570 m²を、住宅の購入と併せ、農地を譲り受けて新規就農するものです。
第 73 件は、〇〇から、本郷町の〇〇が、本郷町上北方〇〇外 1 筆 地目：田 合計 1,541 m²を、居住地から近く、耕作に便利であり、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。
第 74 件は、〇〇から、広島市の〇〇が、久井町江木〇〇外 1 筆 地目：田 1 筆、畑 1 筆 合計 1,736 m²を、農地を譲り受けて新規就農するものです。
第 75 件は、〇〇から、本郷南 3 丁目の〇〇が、久井町下津〇〇外 3 筆 地目：田 1 筆、畑 3 筆 合計 1,700 m²を、隣接地の住宅に移住予定であり、併せて農地を譲り受けて新規就農するものです。
第 76 件は、〇〇から、広島市の〇〇が、久井町泉〇〇 地目：畑 318 m²を、隣接地の住宅に移住予定であり、併せて農地を譲り受けて新規就農するものです。
第 77 件は、〇〇から、大和町〇〇が、大和町上徳良〇〇外 1 筆 地目：田 合計 56.4 m²

を、所有する宅地と交換して譲り受け、経営規模拡大するものです。

第 78 件は、〇〇から、大和町の〇〇が、大和町大草〇〇 地目：田 1,558 m²を、農業経営規模拡大のため譲り受けるものです。

第 79 件は、〇〇から、沼田 3 丁目の〇〇が、大和町椋梨〇〇外 1 筆 地目：田 合計 279 m²を、隣接地の住宅に移住予定であり、併せて農地を譲り受けて新規就農するものです。

なお、譲受人は外国籍ですが、在留資格は定住者であり、就労制限はありません。在留期間が耕作に必要な期間内に満了することもなく、期間満了後は更新見込であることも確認しております。また、共同経営者である夫についても、在留資格が永住者であることを確認しております。

第 80 件は、〇〇から埼玉県熊谷市の〇〇株式会社が、大和町大具〇〇外 16 筆 地目：田 9 筆、畑 8 筆 合計 15,112 m²を、農業経営規模拡大のため、耕作者用の住宅とともに譲り受けるものです。

なお、〇〇株式会社は、すでに熊谷市において約 1ha の農地を経営しており、農地所有適格法人の要件である、法人形態要件、事業要件、議決権要件、役員要件を全て満たしています。

また、法人の役員が広島県内に住所を有しており、農業に従事することを確認しております。

以上、申請案件は全て農地法第 3 条の許可要件を満たしています。

農地法第 3 条の許可申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

19 番

第 68 件及び第 69 件について、先程事務局から交換する案件と説明がありましたが、交換する土地の面積が随分違います。第 68 件の畑は、市街化調整区域内ですが宅地に隣接しており、宅地への転用が検討できます。将来的な話ですが、孫の家を建築する際に、転用して宅地として利用することも考え、面積的に不利でも交換しようという案件です。

議 長

補足説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第 3 条の規定による許可申請、第 64 件から第 80 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、農地法第 3 条の規定による許可申請については、全て原案のとおり許可決定することに決しました。

議 長

次に、日程第 2 第 39 号議案を上程します。

農地法第 4 条の規定による許可申請について、第 12 件から第 14 件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 7 ページをお開きください。第 39 号議案 農地法第 4 条の規定による許可申請について説明します。

第 12 件は、〇〇が、幸崎能地 5 丁目〇〇 地目：畑 合計 89 m²について、宅地に転用するもので、内容は、住宅 1 棟、庭敷です。

第 13 件は、〇〇が、本郷南 6 丁目〇〇 地目：畑 147 m²について、駐車場に転用するもので、内容は、駐車場 4 区画です。

第 14 件は、〇〇が、大和町椋梨〇〇外 2 筆 地目：田 2 筆、畑 1 筆 合計 301 m²について、庭敷及び進入路に転用するものです。

なお、第 12 件から第 14 件は、転用の許可を得ることなく転用していることから、いずれも始末書を求め提出されています。

申請地の農地区分は、第 12 件が第 2 種農地、第 13 件が第 3 種農地、第 14 件が第 1 種農地です。

許可基準は、第 12 件が、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、農地法第 4

条第6項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。第13件は、農地法第4条第6項第1号ロ(1)「市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。第14件は、第1種農地の不許可の例外規定:農地法施行規則第37条第5号「土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域と定められた区域内にある土地を当該非農用地区域に係る土地改良事業計画に定められた用途に供する行為」に該当します。

当該案件は、転用の許可を得ることなく、駐車場に転用していることから、始末書を求め提出されています。

申請地の農地区分は、第2種農地です。

許可基準は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、農地法第4条第6項第2号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

農地法第4条の規定による許可申請についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・挙手なし・・・

議長

補足説明等がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地法第4条の規定による許可申請、第12件から第14件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議長

次に、日程第3 第40号議案を上程します。

農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第4件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書8ページをお開きください。第40号議案 転用許可後の事業計画変更承認申請について説明します。

第4件は、本郷町本郷〇〇(東本通土地区画整理事業区域内・仮換地〇〇街区〇〇-〇〇)について、当初、株式会社〇〇が、令和7年5月23日付で分譲宅地として農地法第5条許可を受けた土地を、この度、〇〇が購入し、駐車場として活用することとなったため、事業計画を変更し、改めて農地転用許可申請を行うものです。

事業計画変更後の農地転用については、この後、第41号議案 農地法第5条の規定による許可申請第71件においてご審議いただきます。

転用許可後の事業計画変更承認申請についての説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議長

質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。

農地転用許可後の事業計画変更承認申請について、第4件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議長

挙手全員(挙手多数)であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、日程第4 第41号議案を上程します。
農地法第5条の規定による許可申請について、第66件から第80件を審議します。
事務局の説明を求めます。

事務局

議案書9ページから11ページをご覧ください。第41号議案 農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

第66件は、〇〇から、〇〇株式会社が、沼田西町小原〇〇 地目：田 1,219㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル168枚、3棟、発電量49.5kW規模です。

第67件は、〇〇から、〇〇が、幸崎能地3丁目〇〇 地目：畑 323㎡について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は住宅1棟、駐車場3区画です。

第68件は、〇〇から、〇〇が、幸崎久和喜〇〇外1筆 地目：畑 合計247㎡について、所有権の移転を受け、船舶・車両置場、倉庫に転用するもので、内容は船舶置場2区画、トレーラー置場1区画、自家用車置場4区画、倉庫3棟です。

第69件及び第70件は、譲受人が株式会社〇〇で、賃借権の設定を受け、キャンプ場に転用する同一事業であるため、合わせて説明します。

第69件は、譲渡人〇〇、鷺浦町向田野浦〇〇 地目：畑 509㎡、

第70件は、譲渡人〇〇、鷺浦町向田野浦〇〇外1筆 地目：畑 863㎡、合計1,372㎡に、キャンプサイト5区画、駐車場8区画を設置するものです。

第71件は、先ほど第40号議案の第4件において事業計画変更をご審議いただいた件で、株式会社〇〇から、〇〇が、本郷町本郷〇〇 地目：田 231㎡(東本通土地区画整理事業区域内・仮換地〇〇街区〇〇-〇〇 148.21㎡)について、所有権の移転を受け、駐車場に転用するもので、内容は、駐車場5区画です。

第72件は、〇〇から、〇〇が、本郷町本郷〇〇外1筆 地目：田 225㎡(東本通土地区画整理事業：仮換地〇〇街区〇〇-〇〇、〇〇-〇〇 合計165.7㎡)について、所有権の移転を受け、宅地に転用するもので、内容は、住宅1棟、駐車場2区画です。

第73件は、〇〇から、株式会社〇〇が、本郷南7丁目〇〇 地目：田 1,119㎡ について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル166枚、7棟、発電量49.5kW規模です。

第74件は、〇〇から、株式会社〇〇が、本郷町船木〇〇 地目：田 861㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル162枚、5棟、発電量49.5kW規模です。

第75件は、〇〇から、株式会社〇〇が、本郷町南方〇〇 地目：田 490㎡について、使用貸借権の設定を受け、太陽光発電施設を建設するための駐車場及び資材置場に一時転用するもので、内容は、駐車場2区画、パネル置き場42.7㎡、架台・スクリー置場45.1㎡です。なお、一時転用期間は令和7年11月30日までです。

第76件は、〇〇から、株式会社〇〇が、本郷町南方〇〇 地目：田 811㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル158枚、6棟、発電量49.5kW規模です。

第77件は、〇〇から、株式会社〇〇が、本郷町南方〇〇 地目：田 1,188㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル166枚、7棟、発電量49.5kW規模です。

第78件は、〇〇から、株式会社〇〇が、南方3丁目〇〇の一部 地目：田 1,123㎡のうち70.89㎡について、賃借権の設定を受け、太陽光発電施設を建設するための進入路に一時転用するものです。なお、一時転用期間は令和7年12月31日までです。

第79件は、〇〇から、株式会社〇〇が、南方3丁目〇〇外1筆 地目：田 合計1,471㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル172枚、6棟、発電量49.5kW規模です。

第80件は、〇〇から、株式会社〇〇が、南方3丁目〇〇 地目：田 1,265㎡について、所有権の移転を受け、太陽光発電事業に転用するもので、内容は、太陽光パネル172枚、6棟、発電量49.5kW規模です。

最後に、各件の農地区分と許可基準についてお示しいたします。

農地区分については、第66件から第68件、第74件及び第76件から第77件が第2種農地で、第75件は農振農用地区域内の農地、その他の案件は第3種農地です。

許可基準については、第75件は、農地法施行令第11条第1項第1号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するもので、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められるもの」に該当します。

第 69 件から第 73 件、第 79 件から第 80 件は、農地法第 5 条第 2 項第 1 号ロ(1)「市街地の区域又は市街化の傾向が著しい区域内にある農地は許可する」に該当します。

第 78 件は、第 3 種農地の一時転用に係る許可基準、農地法第 5 条第 2 項第 7 号「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するため、農地につき賃借権等の権利を取得しようとする場合においてその利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実に認められるとき」に該当します。

その他の案件は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、農地法第 5 条第 2 項第 2 号「申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地では事業の目的を達成することが出来ないと認められること」に該当します。

なお、農振区分が「農振農用」の第 68 件から第 70 件、第 76 件から第 77 件は、第 5 回定例総会で「農振農用地区域からの除外は妥当」と可決されており、令和 7 年 7 月中に除外見込です。

農地法第 5 条に係る許可申請についての説明は以上です。

議 長

事務局の説明が終わりました。

委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。

・・・挙手なし・・・

議 長

補足説明等がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

19 番

第 75 件について、転用目的が駐車場 2 区画、パネル置場 42.7 m²及び架台・スクリー置場 45.1 m²で、合計 200 m²程度で充分利用できると思うが、転用面積が 490 m²ということは、大きな駐車場になるということなのか。

事務局

第 75 件、一時転用許可申請の面積については、主な転用目的である駐車場 2 区画、パネル置場 42.7 m²及び架台・スクリー置場 45.1 m²のほかに、車両の旋回スペースやパネルや架台・スクリーの積み降ろしスペースなども必要であるため、1 筆 490 m²を転用する計画となっています。なお、申請書に添付の事業計画図により、事業規模から見て適正な面積であることを確認しており、太陽光発電施設建設事業の完了後は農地へ復元します。

議 長

他に質疑はありませんか。

・・・「質疑なし」の声あり・・・

議 長

ないようなので、これより、採決に入ります。

農地法第 5 条の規定による許可申請、第 66 件から第 80 件の本案は、原案のとおり許可決定することについて、賛成の方は挙手願います。

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり許可決定をすることに決しました。

議 長

次に、日程第 5 第 42 号議案を上程します。

非農地証明申請について、第 25 件から第 27 件を審議します。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案書 12 ページをご覧ください。第 42 号議案 非農地証明申請について説明いたします。第 25 件は、〇〇から、高坂町真良〇〇外 1 筆 地目：田 合計 689 m²について、平成 10 年頃から耕作放棄し、現況：原野として、申請されています。

第 26 件は、〇〇から、本郷南 6 丁目〇〇 地目：田 52 m²について、平成 17 年以前に住宅を建築して以降、宅地として利用しており、現況：宅地として、申請されています。

第 27 件は、〇〇から、大和町椋梨〇〇 地目：畑 69 m²について、平成 10 年頃から耕作放棄し、現況：原野として、申請されています。

申請地の農地区分は、第 26 件が第 3 種農地で、その他は全て第 2 種農地です。

非農地証明申請についての説明は以上です

- 議 長 事務局の説明が終わりました。
委員の調査報告は、現地確認書の提出によるものとしますが、調査を担当した委員から補足説明があれば、挙手の上、発言してください。
- ・・・挙手なし・・・
- 議 長 補足説明等がないようなので、これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
- ・・・「質疑なし」の声あり・・・
- 議 長 質疑なしと認めます。これより、採決に入ります。
非農地証明申請、第 25 件から第 27 件の本案は、原案のとおり承認決定することについて、賛成の方は挙手願います。
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は原案のとおり承認決定することに決しました。
- 議 長 以上、「審議事項」を終了し、続いて「報告協議事項」に入ります。
事務局の説明を求めます。
- 事務局 1 農地法関係諸証明事務等について
○農地法第 3 条の 3 第 1 項(権利取得の届出) 9 件
○農地法第 5 条の規定による農地転用届出受理 4 件
○農地転用(農業用施設)届出受理 2 件
- 2 その他
○今後の日程
令和 7 年第 8 回定例総会 8 月 25 日(月) 14 時
- 議 長 その他、何かありませんか。
無いようなので、これをもちまして総会を終了します。
ご苦労さまでした。

閉会 午後 4 時 22 分

令和 7 年 8 月 25 日

議 長(会長)

議事録署名者

同 上